

## ☆砂利採取業者登録変更の際のチェックシート☆

### 1 役員（代表取締役を含む）の変更

- 登録事項変更届書（様式第10号）
- 当該役員についての誓約書（様式第11号）（※新たに役員になった者に限る）
- その法人の登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）
- 役員証明書（様式第2条第6号）
- 登録役員 of 身分証明書（免許証、健康保険証のコピーなど）

### 2 業務主任者の変更・事務所の新設に係る変更

- 登録事項変更届書（様式第10号）
- 業務主任者誓約書（様式第3号）
- 業務主任者証明書（別紙様式第4号）  
※雇用証明書または雇用契約書でも可  
趣旨：業務主任者がきちんと事務所にいること（他の事務所と兼任していないこと）
- 業務主任者試験の合格証（または認定証）の写し
- 業務主任者の住民票（兵庫県外に住民票がある場合）  
※住民票に記載の住所地が兵庫県内の場合は、省略できる。
- 当該業務主任者の生年月日と性別を証する書面（様式第2条第4号で足る）

### 3 申請者の氏名又は名称及び所在地の変更

- 登録事項変更届書（様式第10号）
- 法人の場合は、その法人の登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）  
※事務所の名称又は所在地の変更の場合は、その確認ができるもの

○提出部数：1部